

## 揖斐郡消防組合火災予防条例の一部改正について

---

### 林野火災注意報・警報について

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災は、延焼範囲が3,370haとなり、日本の林野火災としては、約60年ぶりとなる記録的な大規模な林野火災となりました。

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、対象区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「**林野火災警報**」を発令し、対象区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

また、火災予防条例第45条に基づく「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」に「たき火」が届出の対象であることを明確に位置付け、揖斐川町・大野町におけるたき火の実施を把握し、これを行う者に対して防火指導を行います。

### 林野火災注意報・警報の発令基準について

#### 「林野火災注意報の発令基準」

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

#### 「林野火災警報の発令基準」

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

### 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

#### 「火の使用の制限」

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

#### 「火の使用の制限区域」

林野火災注意報発令時の火の使用の制限の努力義務については、森林法(昭和26年法律第249号)第5条の規定により岐阜県知事が作成する地域森林計画及び同法第7条の2の規定により中部森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となる区域となります。

※対象区域の森林の詳細は、インターネット上で確認できます。

詳しくは、「ぎふふおれナビ」(外部リンク)をご覧ください。

・ぎふふおれナビ URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>

## 林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して **30万円以下の罰金又は拘留**に処することが消防法で定められています。 ※火災警報発令時も同様

## 発令時の周知方法

林野火災注意報、警報が発令された場合

消防本部のホームページ、消防車両などでパトロール、防災行政無線などにより、周知、広報を実施します。

## 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出について

「たき火」が届出の対象に追加

たき火<sup>\*</sup>を行うものが届出の対象に追加されました。

※消防法令上、たき火とは「火の本来持つ効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいいます。

- ・林野火災は、わずかな不注意から発生します。
- ・林野火災の原因の多くは人の手によるものです。
- ・乾燥した日や風の強い日は、火の取扱いに十分ご注意ください。
- ・大切な命と財産、そして美しい自然を守るため皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。